



貴社の与信管理をサポートする

三井住友海上

取引信用保険

社長、大変です。
○×商事が
破産手続き開始を
申し立てました。

直ちに担当者を
○×商事に行かせましたが、
既に倉庫も空っぽで、
商品の回収も難しそうです。

一体、
君はどのように
与信管理を
やっているんだ。

倒産の兆候は
なかったのか!

なにー。
いったいいくら
やられたんだ。

何しろ今月は債権残高の
ピークで、5,000万円は
焦げ付くかと…。

いやー、
それが担当者も
まったく
気付かなかった
ようでした…。

困った奴ですなー。

ばっかもん!
取引先の与信管理の責任者は君なんだよ。
こんな大きな損害を出して、いったい、
どう責任を取るつもりだ!

お待ち下さい
社長

私をお忘れでは
ありませんか?

あっ!
き、きみは!!

**そう、三井住友海上の
「取引信用保険」です。**
倒産した○×商事に対する未
回収債権額について、保険金
請求手続きの説明に伺いまし
た。

〈三井住友海上の取引信用保険とは〉
取引信用保険とは、保険対象としたお取引先に
債務不履行（倒産・長期延滞）が生じた場合に
予め約定した保険契約条件に従い、保険金をお
支払いする商品です。

経理部長、君を見直したよ。
ちゃんと万一に備えて
考えていたんだな。
わしを許してくれ。

なんとも
もったいない
お言葉…。

おすすめします、三井住友海上の取引信用保険!

保険金をお支払いする場合

- ・ 次の各号のいずれかの場合において当該債務者が債務を履行しないとき
 - (1) 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始もしくは特別清算の開始の申立があったとき
 - (2) 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 債務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押としての通知が発せられたとき
 - (4) 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたときまたは財産分離の請求がなされたとき
 - (5) 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過しても当該債務者の生存が確かめられないとき
- ・ 債務者が債務の弁済期日から起算して保険証券に記載された期間を経過しても当該債務を履行しない場合において弊社が当該債務につき履行の見込みないと判断したとき

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- (3) 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- (4) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- (5) 被保険者が未成年者その他の無能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時まで生じた損害
- (6) 商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- (7) 被保険者が、債務者が普通保険約款に定める債務を履行していないことを知りながら、当該債務者と締結した主契約について生じた損害
- (8) 被保険者が、債務者が普通保険約款で定める保険事故の発生のおいずれかに該当することを知らず、当該債務者と締結した主契約について生じた損害
- (9) 普通保険約款で定める債務の弁済期日から起算して保険証券に記載された期間を経過しても当該債務を履行しない債務者に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品を引渡したことによって生じた損害

縮小率、保険期間中の総支払限度額、支払限度額の設定

●縮小率

一保険契約ごとに個別に縮小率を設定させていただきます。

●保険期間中の総支払限度額

一保険契約においてお支払いする保険金の額の上限を定めます。

●支払限度額

お取引先に対する債権残高に縮小率を乗じた金額を基準にお取引先毎に設定させていただきます。但し、お取引先の信用状況によっては、お取引先に対する債権残高に縮小率を乗じた金額よりも低い金額の設定となる場合、もしくは支払限度額の設定ができない場合があります。

また、次のいずれかの場合には、弊社は保険期間中においても、貴社へのご通知により通知日から起算して30日を経過した日から、当該取引先の支払限度額を削減する場合があります。(①直近決算において、債務超過またはそれに類する状態の場合 ②直近決算において、営業・経常・当期利益のいずれかの段階で、3期連続赤字の場合 ③金融機関から債権放棄を受けた場合 ④株式公開企業の場合で、株価が著しく低下した場合 ⑤その他著しく信用状況が悪化していると弊社が判断した場合)

お支払いする保険金の額

1. **正味損害額** × **縮小率** ≤ **支払限度額** (保険期間中の総支払限度額を超えないものとします。また、累計保険金控除額の設定がある場合には、お支払いする保険金の額より累計保険金控除額を差し引いて保険金をお支払いいたします。) 正味損害額は次のように計算いたします。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該債務者に対して有する未回収債権額} \\ + \\ \text{保険事故日までの延滞利息} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{当該債務者に対して} \\ \text{負う債務の額} \end{array} \times \frac{\text{当該債務者に対して有する未回収債権額} + \text{延滞利息}}{\text{当該債務者に対して有する債権総額}} + \text{担保権行使による回収額(回収費用控除後)} \right)$$

2. 弊社は、事故発生後の契約者または被保険者の普通保険約款に定められた下記義務に起因して被保険者が弊社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。
 - ・ 損害の防止軽減義務
 - ・ 債務者または第三者(保証人を含みます。)から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続を行う義務

保険料について

保険の対象となる商品、取引先の信用状況と取引高、過去の貸倒実績、貴社の与信管理体制等により個別保険契約毎に決定させていただきます。

お引受条件について

- ・ 保険契約のお見積りにあたっては、弊社所定の事前情報開示シートに必要項目をご記入いただき、弊社所定の必要書類と共にご提出下さい。ご提出いただいた情報に基づき概算のお見積りをご案内します。
- ・ 保険契約を締結する場合は、別途ご捺印いただいた申告書・告知書をご提出いただき、包括契約書を締結します。
- ・ 保険料率、支払限度額などのお引き受け条件は毎年、見直しをさせていただきます。
- ・ 尚、ご開示いただいた内容によっては、お見積りのご呈示および保険のお引き受けができない場合がありますので、ご了承下さい。

ご契約にあたっての注意事項

- ・ 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は保険金額または引受割合に応じて連帯することなく、独立別個に引受責任を負担します。幹事保険会社は、他の保険会社の代理もしくは代行を行います。
 - ・ 被保険者が別にいらっしゃる場合は本チラシの内容につきまして、必ず被保険者に対する説明をご徹底下さい。
 - ・ 保険契約の申込みの際には、保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分に確認下さい。
 - ・ ご契約後にご契約の内容に変更がある場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご連絡下さい。
 - ・ 保険料を分割してお支払いいただく場合は、第2回目以降の分割保険料につきましては、払い込み期日をお守り下さい。お支払いがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、またご契約を解除することがありますのでご注意ください。
 - ・ 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて(平成18年4月現在)
 - ①引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。②引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。③補償対象となる場合には保険金や解約返戻金は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - ・ 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の営業業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店にご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
 - ・ 万一事故が発生した場合は、ただちに弊社または代理店にご連絡下さい。
- このチラシは、保険の特徴を説明したものです。詳しくは、弊社提案書、取引信用保険普通保険約款、特約条項および包括契約書をご覧ください。

●ご相談・お問い合わせ先



三井住友海上火災保険株式会社

〒104-8252 東京都中央区新川12-27-2

お客さまデスク 0120-632277(無料)

携帯電話・PHSからは0476-48-3111(有料)をご利用ください。

受付時間：平日9:15~20:00 土日祝日9:15~17:00(年末・年始は休業)

地球環境保護のため再生紙を使用しております。

オプションサービス

与信管理体制の強化のために!



スーパーネット・ソリューションズ(株)が、貴社の与信管理体制強化のソリューションをご提供します。(有料)

具体例

- ・ お取引先の信用格付情報、管理ツールのご提供。
- ・ 与信管理のコンサルティング、研修の実施等々。